

序

筆者は長沙走馬楼呉簡「吏民簿」の構成簡を簿ごとに集め、各簿の全体構成を復原し特徴を把握する作業にとりくんできた。その成果が鷺尾祐子 2017 であり、各簿の構成簡・表題や集計・書式・特徴・全体構成などの基本情報を記したものである（【吏民簿 1】～【吏民簿 6】）。しかし 2017 年時点では竹簡写真図版本が刊行途上にあり、公開されていない簡も多く、如上の作業も不完全であった。その後 2019 年「竹簡玖」の出版により竹簡についてはすべての情報が出そろうに至るまでに、新たに発表された竹簡中に各簿の構成簡が見出されたため、各吏民簿の基本情報を改める必要が生じた。また、2017 年以後の研究や、筆者自身の意見の変化より、修正を要するところが出来た。

さらに、鷺尾祐子 2022 で史料として用いた各簿の基本情報は、2017 年以降の変化を反映させた集成・復原結果によっているため、新しい基本情報を公開する必要が生じた。拙論では鷺尾祐子 2017 の各簿に加えて「竹簡柒」にみえる嘉禾五年作成の都郷常遷里簿を史料として用いたため、この簿の基本情報も公にすることを要する。

本稿では、鷺尾祐子 2017 の吏民簿基本情報に修正を加え、各吏民簿の新たな基本情報を記し、さらに鷺尾 2022 で新たに史料として用いた簿の基本情報を記す。

各吏民簿の呼称として 2017 では【吏民簿 1】のように便宜的に略称していたが、何の簿なのかわかりにくいため、次のように改める。

【吏民簿 1】→【四年小武陵郷簿】

【吏民簿 2】→【六年廣成郷簿】

【吏民簿 4】→【六年小武陵郷簿】

【吏民簿 5】→【六年中郷簿】

【吏民簿 6】→【四年廣成郷簿】

四年・六年はすべて嘉禾のそれである。【四年小武陵郷簿】は嘉禾四年に小武陵郷を対象として作成された簿をこのように仮称したものであり、以下同様に仮称を付している。

【吏民簿 3】については、本稿では修正情報を記載していない。井戸外に廃棄された状態で採集された簡であり、掲剥位置示意图(示意图と略称)も無く簡相互の位置の把握が困難なため、現在判断を保留しており、爾後の検討を期したい。

凡例

(1)掲載順：鷺尾祐子 2017 の【吏民簿 1】・【吏民簿 2】・【吏民簿 4】・【吏民簿 5】【吏民簿 6】の順に記載し、鷺尾祐子 2024 で史料として用いた「竹簡柒」嘉禾五年常遷里簿を最後に記載した。

(2)簡文の表記：不明字は□で代替した。一字の偏・傍のみ明らかな場合、{木□}のように

不明部分を□で表示した。推測で釈読している部分は、[]で表示した。簡の残断は☐、墨点は●で表示したが、表示の必要が無い場合は記載しない。

戸の末尾簡には下記のような記述が存在することがある。

其／二人男／二人女

「其」の下を二行に分けて、右の行に「二人男」左の行に「二人女」を書く書式を、このように表記した。

簡番号は(図版本の簡番号/示意図の番号・示意図内における各簡の番号)のように記載した。(柒 928/図 8・125)のばあい、「竹簡柒」928 であり、示意図 8 内の 125 番であることを示す。示意図番号と示意図内番号は、記載の必要が無いばあい記載しない。「竹簡貳」は示意図が一つしかないため、「図」と表示した。

なお、作字しなければ表示できない文字については、便宜的に{ }内に各部分を分解して表示している。PDF 版では、作字した文字を表示した。

(3)簡文の表記 変更点：編綴する紐をつけるための空白(空格)は|で表示した。

鷲尾祐子 2017 では編綴痕を表示したが、本稿では空格を表示し、編綴痕は表示していない。空格で区切られた各欄にどのような内容が配置されるかは、書式の把握のために重要である。本稿では書式を表示する一環として空格を表示した。簡の内容のみを単に示したい場合は、表示しない。また、判別できない場合も表示していない。

編綴痕の把握には、別の意義がある。簡相互を編綴する紐は空格の上に掛けられるが、簡冊が井戸内に長時間置かれ圧迫されたり位置がずれたりしている間に、編綴する紐も本来の位置からずれていることが多い。ゆえに編綴痕と空格の位置は必ずしも一致しない。編綴痕を把握することの重要性は、編綴されていた簡は編綴痕のずれ方も類似しているため、簡の本来の位置を知るための手がかりの一つになることにあり、戸の復原に際して同戸の簡であるか否かを判断する手段の一つになることである。しかし本稿では戸の復原については触れないため、編綴痕は表示しない。

(4)修正：釈文に修正を加えた場合、その修正箇所につき簡文の記載に付記した。

(5)長さ・幅は、図版本の写真上で計測したものである。

全長は、左右端の長いほうを計測し、幅は上編綴痕の位置で計測した。上下の端はひび割れ広がっていることが多いため、本来のサイズを知るために、この位置で計測した。

【四年小武陵郷簿】（【吏民簿 1】）

竹簡壹」嘉禾四年小武陵郷吏民簿

吉陽里戸人公乘孫潘年卅五	筭一		(壹 10381/2・130)
	潘妻大女蔦年十九	筭一	(壹 10382/2・131)
	潘子女	□年五歲	(壹 10379/2・128)

凡口三事二 | 筭二事 | 訾 五 十 (壹 10380/2・129)

ここに挙げたのは「竹簡壹」で完全な戸の復原とされている例である。この簿の各戸の簡は、(特異である集計以外は)吏民簿にみえる記載項目を網羅している。よって、この簿の戸の簡により一般的な記載項目を説明する。まず冒頭に置かれる戸人簡は、「里名・戸人・爵位(公乘)・姓名・年齢・筭一(該当者のみ)」の順に記載される。筭一は、算賦負担者に付される(鷲尾祐子 2021)。続いて並ぶ各成員の簡は、一般的に「名前+続柄」ではじまり、他の成員とその者との親族関係が明示される。次いで成人女性の場合「大女」(十代女性は妻以外の場合記載されない。徐暢 2010)と記載され、名前・年齢・筭一が記載される。(壹 10380)は戸全体を締めくくる簡(戸計簡)である。「凡口×」は総口数を表す。その次の「事×筭× 筭×事」の、口は口数 その後ろの事は口錢を負担する者の人数、筭は筭錢負担対象者、事は筭錢を実際に負担する者の数である(凌文超 2011・張栄強 2014)。訾は資産の水準を表す(鷲尾祐子 2021)

平陽里戸人公乘烝平年卅二筭一 腫兩足	(壹 10480/2・225)
平妻大女取年廿八筭一	(壹 10481/2・226)
平子男各年七歳	(壹 10488/2・234)
平母大女妾年七十	(壹 10479/2・224)

疾病・障害を有する場合は、筭の次にそれを記載する。戸人簡壹 10480 末尾に付されている「腫兩足」は、足が腫れている状態を表す。次に挙げる壹 10269 末尾の刑左手は左手に刀傷があることを意味する(福原啓郎 2004)。

東陽里戸人公乘烝敦年卅一 筭一刑左手	(壹 10269/1・26)
高遷里戸人公乘苗霸年十七 筭一給郡吏	(壹 10048)
東陽里戸人公乘口贊年廿一筭一 給縣卒	(壹 10308)

公職を有する場合は、各人の末尾に記載される。壹 10048・壹 10308 には、「給郡吏」「給縣吏」と見え、彼らが郡吏・縣吏の職務に従事していることが記載されている。

①構成簡：採集簡 11・13・14 盆(「竹簡壹」)685 点

「竹簡壹」示意图 1・2 および前後に連続する番号(「竹簡壹」10040-10545)はおおむね構成簡である。示意图は簡冊の状態を維持して出土している(10072・10150・10201・10478・10492・10520・10526・10532・10533・10536・10538・10539・10540 の 14 点を除く)。

ほか、14 盆の下記の簡を含む。

9582,9583,9584,9601,9668,9670,9817,9820

11 盆の下記の簡も該当する。

4855,4856,4860,4863,4864,4865,4869,4872,4873,4874, .
4875,4876,4877,4879,4880,4882,4883,4884,4885,4886,4887,4888,4890,4892,4894,4895,48
96,4897,4898,4899,4901,4902,4904,4907,4908,4910,4911,4912,4919,4920,4921,4946,4947,
4949,4950,4975,4976,4977,4978,4979,4980,4981,4982,4983,4984,4985,4986,4987,4990,49
91,4992,4993,4994,4996,4997,4998,4999,5118,4445,4447,4453,4466,4477,4496,4505,4506,
4507,4555,4815,4830,4841,4842,4843,4844,4845,4847,4848,4988,5021

13 盆の下記の簡も含む

7308,7324,7347,7350,7352,7353,7354,7356,7358,7359,7361,7363,7364,7368,7369
,7370,7371,7372,7373,7374,7376,7377,7378,7380,7381,7382,7383,7385,7388,7392,7393,73
97,7398,7401,7403,7404,7405,7406,7407,7408,7410,7414,7419,7420,7421,7422,7423,7424,
7425,7426,7427,7428,7429,7430,7432,7433,7475,7487,7502,7534,7587,7776,7777,7778,77
79,7780,7784,7788,7792,7797,7802,7803,7804,7807,7808,7812,7813,7814,7815,7816,7817,
7818,7819,7820,7821,7822,7823,7824,7830,7831,7835, . 7836,7837,7845,7847

②作成時期：嘉禾四年（235 年）（「小武陵郷□嘉禾四年吏民人名妻子年紀簿」示意図 1, 壹 10153） 鷲尾祐子 2021 参照

③記載対象 小武陵郷（「小武陵郷□嘉禾四年吏民人名妻子年紀簿」示意図 1, 壹 10153）。・
簿に見える里：平陽里・東陽里・高遷里・吉陽里・宜都里・宜陽里

「竹簡壹」 示意図 2 は、簡冊の外側から平陽里・東陽里・高遷里・吉陽里の順で並ぶ。・
示意図外に宜都里・宜陽里・□[興]里（10539）が見える。壹 10539 は里名が不明のため除
外する。また、宜陽里と積読されている壹 10139 は、図版および柒 3573（【六年小武陵郷
簿】）に見える同一人物の記載によれば、吉陽が妥当である。

この簿に含まれる簡の里については、以前は 5 里のみと考えられていた。嘉禾四年の戸口
数を記載した簡（壹 4985）から小武陵郷は 194 戸であることが明らかであり、当該簿中
に出現している里集計簡（後述）にみえる三里の戸数はみな 36 戸と 38 戸であることから、
凌文超 2011 は、嘉禾四年の小武陵郷は 5 里（示意図 1・2 に見える四里ともう 1 里）からな
るとする。とすれば、示意図外の宜都里・宜陽里のうち一つは、この簿の簡ではないこと
になる。

ただし、同じく小武陵郷の簿である【六年小武陵郷簿】には、さらに宜陽・宜都・新成の
三里を含み、合計 7 里である。同じ小武陵郷であるのに、構成する里が簿によって違うこ
とになる。

一方、凌の 5 里説はすべての里の戸数が 36～38 戸であることが前提であるが、そうでは
ない可能性もある。【四年小武陵郷簿】の宜都里の集計によれば、口数は 107 人である（「●
右宜都里領吏民□□□口一百七人」壹 4848）。【四年小武陵郷簿】の一戸あたり平均口数
はだいたい 5 であり、107 を平均口数の 5 で割ると 21 であり、20 戸程度になる。もし 36
戸であると想定すると、一戸あたり 3 人程度という極端に小さな数字になるため、その可能

性は低い。とすれば、集計の残っていない4里は36戸ではなく、20戸くらいになるように設定されていたのではないか。残りの四里の戸数を20戸程度とすると、以下に示すように計算は合致する。吉陽・高遷・平陽の里集計に見える戸数を合計すると110戸であり、そのほかの里の戸数の総計が84戸であり、84を宜都の推定戸数20で割ると4(4余り)となる。故に、吉陽高遷平陽が36~38戸程度、そのほかの4里が均等に21戸であると考えられることも可能であり、七里であると想定しても問題は無い。

ゆえに、【四年小武陵郷簿】についても、【六年小武陵郷簿】に同じ里を記載していたと考えられ、宜陽里と宜都里を除外しなくてもよい。ただし、新成里については一つも見えないため、これを除く6里である可能性もある。

④データ化範囲内把握可能人数：521人 性別と年齢・続柄の三者把握可能な者のみ計数すると、データ化範囲内でこの簿における小武陵郷総人口951人の55%(小数点以下四捨五入)を把握することが可能である。

⑤表題・集計と全体の構成 簡冊全体の冒頭に、表題が置かれる(「小武陵郷□嘉禾四年吏民人名妻子年紀簿」壹10153/1・3)。続いて里ごとに各戸の簡が置かれる。各里の簡の末尾には、里全体を集計する簡が置かれる。戸口数の集計のみ見える(●右吉陽里領吏民卅六戸口食一百七十三人(壹10397/2・146) ●右高遷里領吏民卅八戸口食一百八十人(壹10229) ●右平陽里領吏民卅六戸口食□百□□人(壹10248/2・4) ●右宜都里領吏民□□□口一百七人(壹4848))。示意图の範囲内では、冒頭より吉陽里・高遷里・東陽里・平陽里の順に並ぶ。

簡冊全体の末尾に郷全体の集計が置かれる。郷の集計として、下記の二つが見える。

□右小武陵郷領四年吏民一百九十四[戸]、口九百五十一人、[收更口筭錢合]□□一千三百卅四錢(壹4985 凌文超2011の修正に従う)
其二百五十二人筭人收錢一百廿合三萬二百冊(壹4980)

郷集計簡は示意图1・2から番号が離れるが、近い番号の簡に、本簿と同じ書式の記録が並ぶ。簡の大きさも示意图内の簡に近似する(⑥参照)。

凡口九事七 | 筭六事四 | 訾 一□(壹4975)

平陽里戸人公乘謝□年冊二筭一 | 聾兩耳 | (壹4976)

採集簡11盆のこの簡番号附近には、本来は【四年小武陵郷簿】の一部であったものが脱落して残存している。壹4980・4985もその一部であり、【四年小武陵郷簿】の集計であると考えられる。

壹4985は、戸(194戸)口数(951人)を記し、郷全体から徴収される人頭税額(更・口・筭錢)の総計を記す。壹4980は、筭錢を課される人数(252人)を記し、一人あたり120錢を徴

取するため総額が 30240 銭であると記す。

凌文超 2011 は、さらに大口・小口・算人の集計簡も存在したとし、この簿を、賦の徴収のためのものであるとする。

⑥特徴 書式はすべての簡で統一されている。また、簡の長さ・はばの数値もおおむね近似する(図版上計測で、壹 4887 長さ 23.7 cm、はば 0.8 cm。壹 7347 長さ 23.5 cm、はば 0.9 cm。壹 10469 長さ 23.7 cm、はば 0.8 cm)。

里集計に現れた一里あたりの戸数は、高遷里が 38 と吉陽・平陽が 36 である(壹 10229 では 38 戸、壹 10248 では 36 戸、壹 10397 では 36 戸)。宜都里をはじめとするほかの 4 里は、21 戸程度であると推測される(前掲)。

訾の平均値が他郷よりも高い(【吏民簿 3】【吏民簿 4】【吏民簿 5】参照)。戸末尾の集計簡に付されている訾の量を平均すると、一戸あたり 185 となる。

奴婢(張榮強 2010 に奴婢記載が無いことを指摘)・客・死(物故)の記載無し。一歳児無し。

⑦備考 示意図 2 には 51 点の無字簡を含み、これらは主に連続し層を成して出現している。

チェック済みである旨を示す「中」字が朱筆で記載されている簡が 18 点存在する(白黒図版写真からは識別できない。積文の注による)。戸の集計に多く見える。また、朱筆を入れた痕跡があるものも存在する(白黒図版写真では見えない。壹 10211、壹 10422、壹 10488、壹 10490、壹 10497 など)。

⑧研究 凌文超 2011 はこの簿を復原し、簿の特徴について詳細に解説する。ほか張榮強 2006・張榮強 2010・鷲尾祐子 2021 参照。

【六年廣成郷簿】(【吏民簿 2】)

「竹簡貳」嘉禾六年廣成郷吏民簿

a 民男子楊禿六十	禿妻大女姑年卅九筭一	(貳 1795/図 204)
禿子仕伍白年四歲	禿弟公乘[期]年五十腹心病	(貳 1799/図 208)
□妻事年卅八筭一	禿母大女妾年八十四	(貳 1796/図 205)
右禿家口食 九人		(貳 1800)
b 郡卒潘囊年廿三		(貳 1708)
囊妻大女初年廿六	囊父公乘尋年六十一苦虐(?)病	(貳 1696)
尋妻大女司年卅四踵(腫)右足	囊男弟公乘祀年十一	(貳 1694)
● 祀女弟□年二歲	尋好(姪?)子女陵年廿六	(貳 1655)
●右囊家口食八 人		(貳 1697)

この簿の書式は、示意図簡冊内の簡では上記 a・b の二種類に分かれる。b は戸人簡に戸

人以外の成員を記載せず、また筭を記載しないが、aは戸人簡にさらにもう一人成員を記載し、該当者には筭を記載する。aは比較的短く、bは長い（鷲尾祐子 2010）。aは廣成里の簡であり、bは弦里の簡であると考えられる（侯旭東 2009・侯旭東 2013）。廣成郷簿全体が、これに下記cの書式を加えた三つの書式からなる。abが圧倒的に多い。cの書式は、戸人簡に戸人以外の成員を記載する点では（1）に同じだが、筭を記載しない点では（2）に同じである。關尾史郎 2015は、疾病・障碍と職役（全て「養官牛」）を、中段の中程近くに書き入れている点で、独特の様式であることを指摘する。

c 民男子謝張年卅八		養官牛		妻大女泓年卅八	(貳 2280)
		張子仕伍訓年六歲		訓女弟□年四歲	(貳 2148)
		張男弟□年□四		……年卅一	(貳 2165)

①構成簡 採集簡第 16 盆、全 925 点。内訳を下に説明する。

(1)「竹簡貳」1536～2496のうち、下記の簡番号の 91 点を除外した全 877 点を構成簡とする。

1543.1600.1603.1605.1606.1812.1882.1999.2023.2024.2025.2062.2094.2096.2099
.2133.2134.2135.2137.2138.2140.2141.2143.2144.2146.2150.2157.2159.2160.2179.2180.21
93.2212.2215.2218.2226.2227.2228.2229.2230.2231.2232.2233.2235.2236.2237.2240.2241.
2243.2244.2245.2247.2252.2253.2257.2258.2260.2261.2268.2289.2294.2330.2340.2345.23
50.2351.2361.2394.2395.2421.2424.2427.2430.2431.2432.2449.2450.2451.2452.2453.2454.
2456.2457.2458.2461.2466.2474.2479.2485.2488.2490。

「竹簡貳」の示意図に含まれる諸簡は簡冊の形をとどめて出土しており、これと同書式の簡番号が連続する簡も含めて同一簡冊を構成していたと確定し得る。示意図簡に前後する簡番号の諸簡にも、示意図簡と同じ ab の書式の諸簡とこれに類似する c の書式が連続して存在する。こうした同じ書式および類似の書式の諸簡は、示意図簡と同一簿を構成する簡とみなした。断片しか残らない簡・書式の相違する簡 91 点を除外した。

(2)2497 以降も断続的に同書式の簡が見え、これらも同じ簿の簡であると考えられる。折れていて一部分しか残っていない簡が多く、他の簿も混在しているため、判別が難しい。構成簡である可能性があっても判断が難しいものは除外し、下記の簡番号の 48 点のみを構成簡として扱う。

2498,2499,2501,2502,2506,2507,2508,2518,2519,2525,2526,2527,2528,2529,2530
,2531,2532,2533,2534,2535,2536,2537,2538,2539,2541,2543,2544,2545,2547,2548,2552,25
56,2557,2558,2561,2563,2564,2566,2587,2612,2615,2618,2633,2634,2635,2649,2688,2689

②作成時期：嘉禾六年(237 年)（「廣成郷謹列嘉禾六年吏民人名年紀口食爲簿」貳 1798）。

③記載対象：廣成郷。

里名は里の集計にあらわれる二つ(廣成里・弦里)のみ把握可能である。4 里の戸口集計が

残存している。

- 五十戸口食[四]□□ (貳 1663)
- 右廣成里領[吏]民五十 | 戸口食二百九[十]□[人] | (貳 1671/図 15)
- 右弦里領吏民五十 | 戸口食三百冊人 | (貳 1947)
- [右]□里領吏民五十 | 戸口食…… | (貳 2320)

侯旭東 2013 は、貳 2529 の戸数(□□五十)・口数(2311 人)、各里の戸数が 50 戸であること、一戸あたり平均口数が 6 程度であることなどから、郷の戸数は 350 戸であり、7 里からなると推測する。名称が不明な 5 里のうち、1 つは平樂里であることが明かである(關尾史郎 2015)。残りの 4 里の名は不明である。

④把握可能人数：919 人。総人口 2311 人 (貳 2529)中 919 人の年齢と性別・続柄の三者が把握可能。全郷の約 39.8%。

⑤表題・集計と全体の構成 簡冊の冒頭に、全体の表題が置かれる。

廣成郷謹列嘉禾六年吏民人名年紀口食爲簿(貳 1798)

各里の簿がこれに続く。廣成里の簿が最初である。廣成里の簿の冒頭に、表題が置かれる

[廣成]里謹列[領]任吏民人名年紀口食爲簿(貳 1797)

各戸の簡が続き、集計で里の簿が締めくくられる。

里の簿の集計は、死者を除し総人口を計上する集計と、徴発対象となる戸の数を確定する集計を有する書式である。比較的多く残存している廣成里の例を挙げる。

- 右廣成里領 [吏] 民五十 | 戸口食二百九 [十] □ [人] | (貳 1671/図 15) 【戸口数】
- | 其□人□□ [被] 病物故 | (貳 1672/図 16) 【死者数】
- | 其二戸給郡園父 | (貳 1701/図 62)【民】
- | 其一戸給朝丞 | (貳 1702/図 63) 【民】
- | 其五戸尅羸老頓貧窮 | 女戸 (貳 1705/図 67) 【不任戸】
- 定應役 | 民廿戸 | (貳 1704/図 66) 【役戸確定】
- | | ●魁 蔡 喬 [主] (貳 1700/図 61) 【責任者】

各項目の意味については、鷲尾祐子 2020b 参照。

各里の簿が終わると、簡冊全体の最後に郷の集計が置かれる。郷の集計のうち以下の 3 点が残存している。

□凡廣成郷[領吏民]□□[五]十戸口[食]二千三百一十人 (貳 2529)

一 其一千一百六十七人男 一 口 (貳 2468)

[定]見二千二百七十五 一人 一 (貳 2535)

貳 2529 は郷全体の戸口数の総計、貳 2468 は貳 2529 に総計された口数のうち男性口数の内訳を記す。貳 2535 は、貳 2529 の総口数から死者を除いた数の集計である。そのほかの各里の集計の項目についても郷全体の総計が記されるはずである(鷺尾祐子 2021)が、残存していない。

この簿は廣成郷全体の簿であるが、各里の簿の集積から成っており、簿の最も前に全体の表題が置かれ、次いで廣成里の簿を初めとする各里の簿がおかれ、最後に郷全体の集計が置かれる構成となっている。

⑥特徴 奴婢・客を記載し、死(物故)を注記している箇所がある。一歳児(新生児)が見える。

里集計に現れた一里の戸数は、すべて 50 戸である(貳 1663・1671・1947・2320)。

戸単位の平均口数は、弦里の集計によれば 6.8 人(1947)で、全簿の各戸末尾簡による計算では、各戸平均 6.32 人である。一般的には一戸あたり平均口数は 5 口程度であるため、この簿の一戸あたり平均口数は、他の郷・里簿より多い。1 戸あたり最大口数は 23 である(貳 2122)。

⑦備考 示意图の構成簡に、69 片もの無字簡が存在する。

积文によれば、記載の下に墨でチェックを入れた痕跡を有する簡が 60 点存在する。

⑧研究 侯旭東 2009・侯旭東 2013・關尾史郎 2015・鷺尾祐子 2010・鷺尾祐子 2012・鷺尾祐子 2021

【六年小武陵郷簿】(【吏民簿 4】)

「竹簡参」「竹簡柒」「竹簡伍」「竹簡玖」嘉禾六年小武陵郷吏民簿

a 平陽里戸人公乘黃風年六 一 十八 一 口 (参 4271/示意图 2・4)

一 妻大女口[年]七[十]七 一 子男客卅五 (参 4720/示意图 2・3)

一 客妻大女草年[廿]三 一 [客]子男口年四歳 (参 4269/示意图 2・2)

右風家口食五 一人 一 其/三人男/二人女 (参 4268/示意图 2・1)

b 新成里戸人公乘區文年卅 一 妻大女妾年廿二 一 文男弟弘年廿五 (肆 4308/「示意图 2・41)

一 [文]妻大女[妾]年廿二 一 (肆 4307/示意图 2・40)

●右文家口食四人 一 一 其/二人男/二人女 (肆 4306/示意图 2・39)

c 平陽里戸人公乘朱碩年卅一 一 一 訾 五 十 (参 4287/图 2・20)

d 平陽里戸人公乘烝[平]年卅口 一 筭一 踵兩足 一 (参 4275/图 2・8)

戸人簡は某里戸人公乗(女性の場合某里戸人大女)で始まり戸人を単独で記載するが、戸人以外の成員の簡は 2 人を連記し、戸集計簡に男女別口数を記載する特徴を有する。少数だが、戸人簡・成員簡に 3 人を連記する書式(新成里)も見える(b)。また、冒頭の戸人簡については、訾を記載する書式も存在する(c)。この書式は宜都里のすべての戸人簡に見え、吉陽里の簡には見えないが、他の里については混在している。この訾の有無以外にも、筭を記載する書式もある(d)など、多少の記載のゆれは存在する。しかし新成里を除き、戸人簡は単記で成員は連記する点は統一されており、集計の書式も同じであり、書式の差異は少ない(凌文超 2011)。

①構成簡 計 1494 点

(1)「竹簡参」採集簡 33 盆,示意图 2・4 に含まれる簡と、これに簡番号が連続する簡からなる。137 点。書式の相違する以下の簡を除外した。

4361~4409(示意图 3),4414~4434,4437~4440,4442~4444,4446~4448,4450~4451,4453~4456,4459,4463~4469,4471~4475。・

(2)「竹簡柒」発掘簡 18 盆,示意图 17(坨は II b59)・18(II c①)・19(II c②)・20(II c③)・21(II c④)・23(II c⑥)・24(II c⑦?)・26(II c⑨)・27(II c⑩)・28(II c⑪)・30(II c⑬)・31(II c⑭)・32(II c⑮)および示意图外の諸簡からなる(鷲尾祐子 2020a)。815 点。簡番号は以下のとおり。

2264,2266,2267,2268,2269,2270,2271,2272,2273,2274,2275,2276,2277,2278,2279,2280,2281,2282,2283,2285,2286,2287,2288,2289,2290,2291,2292,2299,2300,2301,2307,2392,2393,2394,2395,2396,2397,2398,2399,2400,2401,2402,2403,2404,2405,2406,2407,2408,2409,2410,2411,2412,2413,2414,2415,2416,2417,2418,2419,2420,2421,2422,2423,2424,2425,2426,2427,2428,2429,2430,2431,2432,2433,2434,2435,2436,2437,2438,2439,2440,2441,2442,2443,2444,2445,2446,2447,2448,2449,2450,2451,2452,2453,2454,2455,2456,2457,2458,2459,2460,2461,2462,2463,2464,2465,2466,2467,2470,2471,2473,2474,2475,2476,2477,2478,2479,2480,2481,2482,2483,2484,2485,2486,2487,2488,2489,2490,2491,2492,2493,2494,2495,2496,2497,2498,2500,2501,2502,2503,2504,2505,2506,2507,2508,2511,2512,2513,2514,2515,2517,2518,2553,2555,2556,2557,2580,2582,2587,2589,2599,2600,2605,2606,2616,2617,2618,2619,2621,2622,2623,2624,2625,2626,2627,2628,2630,2631,2632,2633,2635,2636,2638,2640,,2650,2651,2654,2795,2797,2809,2810,2812,2814,2816,2852,2831,2853,2892,2895,2898,2903,2904,2905,2907,2908,2909,2912,2941,2944,2947,2984,2985,2986,2993,2894,2995,2996,2997,3001,3005,3006,3010,3016,3017,3023,3024,3033,3034,3037,3039,3041,3042,3044,3053,3054,3062,3063,3070,3074,3124,3125,3126,3192,3201,3202,3203,3204,3205,3206,3207,3208,3209,3210,3211,3212,3213,3214,3215,3216,3217,3218,3219,3220,3221,3222,3223,3224,3225,3226,3227,3228,3229,3333,3364,3369,3370,3373,3398,3430,3484,3487,3488,3499,3506,3509,3528,3529,3530,3531,3532,3533,3534,3535,3536,3537,3538,35

39,3540,3541,3542,3543,3544,3545,3546,3547,3548,3549,3550,3551,3552,3553,3554,3555,
3556,3557,3558,3559,3560,3561,3562,3563,3564,3565,3566,3567,3568,3569,3570,3571,35
72,3573,3574,3575,3576,3577,3578,3579,3580,3581,3582,3583,3584,3585,3586,3587,3588,
3589,3590,3591,3592,3593,3594,3595,3596,3597,3598,3599,3600,3601,3602,3603,3604,36
05,3606,3607,3608,3609,3610,3611,3612,3613,3614,3615,3616,3617,3618,3619,3620,3621,
3622,3623,3624,3625,3626,3627,3628,3629,3630,3631,3632,3633,3634,3635,3636,3637,36
38,3639,3640,3641,3642,3643,3644,3645,3646,3647,3648,3649,3650,3651,3652,3653,3654,
3655,3656,3657,3658,3659,3660,3661,3662,3663,3664,3665,3666,3667,3668,3669,3670,36
71,3672,3673,3674,3675,3676,3677,3678,3679,3680,3681,3682,3683,3684,3685,3686,3687,
3688,3689,3690,3691,3692,3693,3694,3695,3696,3697,3698,3699,3700,3701,3702,3703,37
04,3705,3706,3707,3708,3709,3710,3711,3712,3713,3714,3715,3716,3717,3718,3719,3720,
3721,3722,3723,3724,3725,3726,3727,3728,3729,3730,3731,3732,3733,3734,3735,3736,37
37,3738,3739,3740,3741,3742,3743,3744,3745,3746,3747,3748,3749,3750,3751,3752,3753,
3754,3755,3756,3757,3758,3759,3760,3761,3762,3763,3764,3765,3766,3767,3768,3769,37
70,3771,3772,3773,3774,3775,3776,3777,3778,3779,3780,3781,3782,3783,3784,3785,3786,
3787,3788,3789,3790,3791,3792,3793,3794,3795,3796,3797,3798,3799,3800,3801,3802,38
03,3804,3805,3806,3807,3808,3809,3810,3811,3812,3813,3814,3815,3816,3817,3818,3819,
3820,3821,3822,3823,3824,3825,3826,3827,3828,3829,3830,3831,3832,3833,3834,3835,38
36,3837,3838,3839,3840,3841,3842,3847,3848,3849,3850,3851,3852,3853,3854,3855,3856,
3857,3858,3859,3860,3861,3862,3863,3864,3865,3866,3867,3868,3869,3870,3871,3872,38
73,3874,3875,3876,3877,3878,3879,3880,3881,3882,3883,3884,3885,3886,3887,3888,3889,
3890,3891,3892,3893,3894,3895,3896,3897,3898,3899,3900,3901,3902,3903,3904,3905,39
06,3907,3908,3909,3910,3911,3912,3913,3914,3915,3916,3917,3918,3919,3920,3921,3922,
3923,3924,3925,3926,3927,3928,3929,3930,3931,3932,3933,3934,3935,3936,3937,3939,39
40,3941,3942,3943,3944,3945,3946,3947,3948,3949,3950,3951,3952,3953,3954,3955,3956,
3957,3958,3959,3960,3961,3962,3963,3964,3965,3966,3967,3968,3969,3970,3971,3972,39
73,3974,3975,3976,3977,3978,3979,3980,3981,3982,3983,3984,3985,3986,3987,3988,3989,
3990,3991,3992,3993,3994,3995,3996,3997,3998,3999,4000,4001,4002,4003,4004,4005,40
06,4007,4008,4009,4010,4011,4012,4013,4014,4015,4016,4017,4018,4019,4020,4021,4022,
4023,4024,4025,4026,4027,4028,4029,4030,4031,4032,4033,4034,4035,4036,4037,4038,40
39,4040,4041,4042,4043,4044,4045,4046,4047,4048,4049,4050,4051,4052,4053,4054,4055,
4056,4057,4059,4060,4061,4062,4064,4065

(3) 「竹筒伍」 示意图 30(Ⅱ a①)・31(Ⅱ a②)・32(Ⅱ a③)・33(Ⅱ a④)・34(Ⅱ a⑤)・35(Ⅱ a⑥)・
36(Ⅱ a⑦)・37(Ⅱ a⑧)・38(Ⅱ a⑨)・39(Ⅱ a⑩)・40(Ⅱ a⑪)・41(Ⅱ a⑫)・42(Ⅱ a⑬)・43(Ⅱ a⑭)
と示意图外の諸筒からなる(発掘筒 11 盆)。「竹筒伍」に【六年小武陵郷簿】の筒が見えるこ
とは、鷺尾祐子 2021 に以下のように記載した。

「【六年小武陵郷簿】吉陽里の集計簡である。

●右吉陽里魁……五十戸父母妻子合二百七十二人(伍 6969/図 39・13)

この簡は、【六年小武陵郷簿】の簡が多数みえる「竹簡参」「竹簡柒」所収のものではないが、同簿の構成簡である。伍 6969 の書式は【六年小武陵郷簿】にみえる他の里の集計に同じである(「右新成里魁謝三領吏民 50 戸父母妻子合二百一十七人」柒 4016)。また、伍 6969・吉陽の集計簡の周辺にみえる吉陽の諸簡の書式は【六年小武陵郷簿】に同じであり、【四年小武陵郷簿】・吉陽里柒簿と同年齢の同一人物が見える。

(「竹簡伍」の【六年小武陵郷簿】→吉陽里柒簿(陸)・【四年小武陵郷簿】(壹)

吉陽里戸人公乘謝黄五十刑口足(伍 6959/図 39・3)→吉陽里戸人公乘謝黄年五十刑
右足訾五十(陸 1252/図 14・65)

吉陽里戸人公乘廖【示谷】年[卅七]給郡吏(伍 6562/図 34・8)→吉陽里戸人公乘
[廖]【示谷】年廿七筭[一給]郡吏訾一百(陸 1260/14・73)・吉陽里戸人公乘廖□年廿七筭一
給郡吏(壹 10175)

先述の如く、【六年小武陵郷簿】には【四年小武陵郷簿】・吉陽里柒簿と同年齢の同一人物が見えるのであり、ここに挙げた諸簡も【六年小武陵郷簿】のものであると考えられる。」
(以上鷲尾祐子 2021)

総数 480 点。簡番号は以下の通り。

6345,6346,6347,6348,6349,6362,6352,6355,6366,6375,6376,6377,6378,6379,6380
,6381,6382,6383,6384,6385,6386,6387,6388,6389,6390,6391,6392,6393,6394,6395,6396,63
97,6398,6399,6400,6401,6402,6403,6404,6405,6406,6407,6408,6409,6410,6411,6412,6413,
6414,6415,6416,6417,6418,6419,6420,6421,6422,6423,6424,6425,6426,6427,6428,6429,64
30,6432,6433,6434,6435,6436,6437,6438,6439,6440,6441,6443,6445,6447,6448,6449,6452,
6453,6455,6456,6457,6458,6459,6460,6461,6462,6463,6464,6465,6466,6467,6468,6469,64
70,6471,6472,6473,6474,6475,6476,6477,6478,6479,6480,6481,6482,6483,6484,6485,6486,
6487,6488,6489,6490,6491,6492,6493,6494,6495,6496,6497,6498,6499,6500,6501,6502,65
03,6504,6505,6506,6507,6508,6509,6510,6511,6512,6513,6514,6515,6516,6517,6518,6519,
6520,6521,6522,6523,6524,6525,6526,6527,6528,6529,6530,6531,6532,6533,6534,6535,65
36,6537,6538,6539,6540,6541,6542,6543,6544,6545,6546,6547,6548,6549,6550,6551,6552,
6553,6554,6555,6556,6557,6558,6559,6560,6561,6562,6563,6564,6565,6566,6567,6568,65
69,6570,6571,6572,6573,6574,6575,6576,6577,6578,6579,6580,6581,6582,6584,6585,6586,

6588,6589,6591,6592,6594,6595,6596,6597,6599,6603,6605,6607,6608,6610,6611,6612,6613,6614,6616,6618,6619,6622,6623,6624,6625,6626,6627,6628,6629,6630,6644,6645,6647,6648,6649,6650,6651,6652,6653,6654,6657,6658,6659,6660,6661,6662,6667,6668,6676,6677,6678,6682,6683,6690,6691,6696,6697,6698,6705,6706,6708,6714,6718,6719,6720,6721,6729,6736,6739,6740,6742,6743,6744,6745,6746,6747,6749,6755,6761,6830,6840,6841,6842,6853,6855,6858,6867,6878,6888,6889,6892,6893,6894,6895,6896,6898,6899,6900,6901,6902,6903,6904,6905,6906,6908,6909,6910,6911,6912,6913,6914,6915,6916,6917,6918,6919,6920,6922,6923,6924,6925,6926,6927,6928,6929,6930,6931,6932,6933,6934,6935,6936,6937,6938,6939,6940,6941,6942,6944,6945,6946,6947,6948,6949,6950,6951,6952,6953,6954,6955,6956,6957,6958,6959,6960,6961,6962,6963,6964,6965,6966,6967,6968,6969,6970,6971,6972,6979,6980,6981,6982,6983,6984,6985,6986,6987,6988,6989,6990,6991,6992,6993,6994,6995,6996,6997,6998,6999,7000,7001,7002,7003,7004,7005,7006,7007,7008,7009,7010,7011,7012,7014,7015,7016,7017,7018,7019,7020,7021,7022,7023,7024,7025,7026,7027,7028,7029,7030,7031,7032,7033,7034,7035,7036,7037,7038,7039,7040,7041,7042,7043,7044,7045,7046,7047,7049,7050,7054,7057,7059,7060,7103,7104,7105,7106,7107,7108,7109,7110,7111,7112,7113,7114,7115,7116,7117,7118,7122,7201,7202,7203,7204,7205,7206,7207,7209,7210

(4)「竹簡玖」27 盆の諸簡。【四年小武陵郷簿】、「竹簡陸」五年吉陽里柴簿(鷺尾祐子 2021)と同年齢の同一人物が見える。

吉陽里戸人公乗李琿年廿九 刑左足(玖 6564)→壹 10374,陸 1245

琿男弟加年九歳(図版により年齢を改める) 琿姪子男金年四歳(玖 6624)→陸 1254

吉陽里戸人公乗區梁年卅三 (図版により名と年齢を改める) (玖 6566)→壹 10376,陸 1362

梁母大女妾年七十一 □……(玖 6451)→壹 10347,陸 1225

梁妻大女貞年卅一 梁子李年十七踵兩足(玖 6455)→陸 1229

書式も「竹簡参」「竹簡柒」「竹簡伍」の【六年小武陵郷簿】の諸簡と同じである。本簿の一部であると考えられる。

総数 62 点。簡番号は以下の通り。

6450,6451,6452,6453,6454,6455,6456,6457,6458,6459,6460,6461,6462,6463,6564,6565,6566,6567,6568,6582,6583,6589,6590,6591,6592,6593,6594,6595,6596,6597,6598,6599,6600,6601,6602,6603,6604,6605,6606,6607,6608,6609,6610,6611,6612,6613,6614,6615,6616,6617,6618,6619,6620,6621,6622,6623,6624,6628,6633,6634,6635,6636

②作成時期：嘉禾六年三月(鷺尾祐子 2020a)。

③記載対象：小武陵郷。平陽・東陽・高遷・吉陽・新成・宜都・宜陽の七里。

(1)「竹簡参」図2、冊の外側より内側に向かって平陽,新成(一家族),萬歳(一戸人),宜都,宜陽の各里が見える。示意図外に高遷(集計)あり。

図4 外周より高遷・東陽里が見える。

(2)「竹簡柒」示意図32、冊の外周より宜陽・宜都・新成・平陽・東陽・高遷・吉陽。各里の簡冊内での配置順は「竹簡壹」採集簡14盆小武陵郷嘉禾四年簿に同じである。

(3)「竹簡伍」吉陽・高遷・東陽・平陽・新成・宜都・宜陽の各里が見える。各示意図に含まれる構成簡が少数(最も多い示意図30で62簡)であるため,配列は把握し難い。

(4)「竹簡玖」吉陽・高遷里。

④把握可能人数 (年齢と性別・続柄が明らかな人数) 1263人。

⑤表題・集計と全体の構成

表題:表題と考えられる簡は残存していない。

集計:里の集計と,郷の集計とが存在する。

里の集計 どの里なのかおおよそ明かなものを記載する。

(1)吉陽里 ●右吉[陽里魁]□□ | ……五十戸父母…二百七十二人(伍 6969)(原釋は | …以下「口食□百七十二人」図版写真により改める)

以下は,竹簡柒」示意図32上で,吉陽里戸と高遷里戸の境界に存在する簡であり,吉陽里の集計と考えられる。

| 其廿四戸[故吏] | 其ノ二戸上品ノ九戸中品ノ十三戸下品ノ(柒 3655) (柒 3826・4044・6403,伍 6403・6982 などにより,吏→戸に改める)

| 其一戸新占民 | (柒 3657)

| 其[八]戸限佃民 | 其ノ二戸中品ノ其六戸下品ノ (柒 3662)

下之品下□ | 其□□戸限佃民 | (柒 3663) (下之品下□ は上下逆向きに書かれている)

定領役民卅三[戸] | | (柒 3665)(図版により 應→領,廿→卅に改める)

(2)高遷里 右高遷里〔魁〕番?□〔右に「言」〕 | 領吏民五十戸父母妻 | 子合二百五十七人(參 4460)

(3)東陽里 「竹簡柒」示意図32上で,東陽里戸と平陽里戸の境界に存在する簡は,東陽里の集計であると考えられる。

其九十九人女 | | (柒 3847/図 32・320)

| 其六戸新占民 | (柒 3810/図 32・283)

| 其廿四戸故戸 | 其ノ……戸上品ノ……戸中品ノ……戸下品ノ(柒 3826/図

32・299)

　　| 其十……戸　| 女戸下品之下 (柴 3824/図 32・297)

　　☑□領役民卅□戸 | …… | (柴 3819/図 32・292) (図版により吏→役,卅→卅に改める)。

(4)平陽 次に挙げる諸簡は「竹簡参」示意図 2 上で連続しており,平陽里と宜都里簡の境界に位置しているため,平陽里の集計であると考えられる (鷺尾祐子 2012 参照)。

　　| 其一戸給軍吏　| 下品 (参 4303 示意図 2・36)

　　| 其五戸□□民　| [下]品 (参 4302 示意図 2・35)

　　| 其七戸□□女戸不 | 任調 下品之下 (参 4301 示意図 2・34)

　　定領役民　| 卅七戸　| (参 4300 示意図 2・33)

(5)新成里 右新成里魁謝仨領吏民五十戸父母妻子合二百一十九人 (柴 4016) (図版により原釋七を九に改める。また三を仨に改める)

　　其一百卅五人男 | | (柴 3987)

　　其八[十]四人女 | | (柴 3934)

(6)宜都里 右宜都里魁聶□[所領]妻子兄弟合二百六十五人 (柴 2630)

　　[其一百八]十四人男 | | (柴 2266)

　　其八十一人女 | | (柴 2270)

(7)宜陽里 ☑□吏民五十六戸口食三百廿[九人]☑ (伍 6840)

　　其一百七十[六 | 人]男 | (伍 6345)

　　其一百五十三 | 人女 | (伍 6346)

伍 6840 の里の戸数は 56 戸であり、ほかの里が一律五十戸であるのと相違するが、一郷戸数を五十で割って出た端数を含んでいるからであると考えられる。とすれば、最も外周にあり一郷七里の最後に位置づけられる宜陽里の集計である可能性が高い。

ほか、東陽里・あるいは平陽里集計のどちらかである可能性がある簡を挙げる。

　　右□陽里魁□□領 | 吏民□□戸父母妻 | 子合二百六十九人 (柴 3210)

郷の集計：☑[小]武陵郷領吏民 | □百五十……口食二千 | □百卅三人(伍 6552)小武陵郷の

戸口数を集計する。戸数はよく見えない。口数も一部見えない。

ほか、人数・戸数により郷の集計の可能性が高いものを下に挙げる。

其廿一戸給縣吏	中品	(伍 6513)
☐負役民 二百三戸		(伍 6720)
● [其卅七戸給縣吏]	……	(柒 3901)
其[七]十二戸下戸之下新☐		(柒 3398)
其廿二戸官蔣(?)民口合 六十一人		(柒 2651)
其廿戸限佃客口合八十口人		(柒 2654)
其二百戸下品	☐	(柒 2797)
其七十八戸下戸之下		(柒 2816)

里の集計は、【六年廣成郷簿】に同じく「徴発対象戸集計型」(鷲尾祐子 2021)のそれである。【六年廣成郷簿】におなじく、男女別の口数集計や、吏や卒、邸閣民(柒 4640,邸閣で労働する徭役につけられている者か)、園父(国家の園にて労働する徭役に就く者)などのすでに公務に就いている者の集計、さらに「貧窮・女戸であるため徴発対象にならない戸(3925)が見える。

一方、【六年廣成郷簿】と相違する点もあり、故戸(前掲柒 3855・3826)と新占戸(前掲柒 3657・3810)の集計が見える。また、徴発非対象者の各集計に品(戸を上・中・下・下戸の下にランク分けしたもの)が記載されている点も相違する。

全体の構成：各里の簿が、戸の記録+里の集計の順に並ぶ。「竹簡柒」示意图 32 により、各里は吉陽・高遷・東陽・平陽・新成・宜都・宜陽の順に配列されると考えられる。各里の記載の後、郷全体の集計が置かれる。

⑤特徴 里の簿の集計から、「徴発対象戸集計型」に属する簿であると考えられる(鷲尾祐子 2021)。

一戸あたり平均口数は、5.0 人(戸集計簡 312 件より算出)。訾一戸あたり平均 51.5 (117 件より算出)。奴婢の記載が見える(柒 3037,柒 3273,柒 3544,柒 3574,柒 3576,柒 3714,柒 3816)。客の記載無し。死物故の記載あり。一歳児あり(柒 3965)。

書式のゆれが少ないのみならず、諸簡のサイズも近似している。各簡の均質性が高い。

⑦研究 凌文超 2011。鷲尾祐子 2017。連先用 2019。鷲尾祐子 2020a。鷲尾祐子 2021。

【六年中郷簿】(【吏民簿 5】)

「竹簡肆」「竹簡伍」嘉禾六年中郷吏民簿

【六年中郷簿】は、書式のばらつきが大きい。

最も一般的な書式は、下記 a 平叱里,曼洩里の書式である。

a 平叱里戸人公乗衛根年卅三踵 足		(伍 6354/図 30・10)
☐	根妻汝年廿四	(伍 6373/図 30・29)
右根家口食二人		(伍 6372/図 30・28)
曼[洩]里戸人公乗鄧帆年五十三		(伍 2415/図 13・79)
●右帆家口食五人		(伍 2476/図 13・140)

一簡に一人を記載する。戸人簡は某里戸人公乗で始まる。戸の集計は口数のみを記載し、右～で始まる書式である。「筭」「訾」は書かない。

ほかの里の書式は、b これに筭を足すもの, c 訾を足すもの, d 筭を足し、戸の集計が「凡某家口食」で始まるもの等がある。

b 小赤里戸人公乗五兵年卅四 筭一給卒□□足	(肆 473/図 2・248)
●右石家口食□人	(肆 478/図 2・253)
c 小赤里戸人公乗呂尺年卅七	(肆 62/図 1・62)
右理(?)家口食四人 訾 五 十	(肆 63/図 1・63)
d 曼洩里戸人孫傳年[卅] □刑右足	(肆 452/図 2・223)
傳妻汝年卅筭一	(肆 451/図 2・226)
傳子男清(?)年□	(肆 450/図 2・225)
傳男弟要(?)年十	(肆 449/図 2・224)
●凡[傳]家口食四人	(肆 448/図 2・223)

a の基本形と集計の書式は同じだが、戸人簡の書式が大きく相違するのが、緒中里である。某里の前に「嘉禾五年」と書かれる。筭は記載する。

e 嘉禾五年緒中里戸人公乗五 [忠]年廿九筭一	(肆 39/図 1・39)
, 右忠家口食四人	(肆 40/図 1・40)

某里の前に「嘉禾六年」と書くのが東扶里である。筭と訾も書く。

f 嘉禾六年東扶里戸人公乗鄧展 年廿六筭一	(肆 403/図 2・178)
展母津六十一	(肆 402/図 2・177)
妻莽年廿一筭一	(肆 401/図 2・176)

「竹簡肆」 示意图 1～4 と同里,同一書式の諸簡からなる。

2725,2726,2727,2728,2729,2730,2731,2732,2733,2734,2735,2736,2739,2740,2742,2743,2744,2745,2746,2747,2749,2750,2751,2752,2754,2755,2770,2771,2772,2773,2774,2775,2779,2781,2782,2786,2787,2789,2790,2791,2792,2793,2794,2797,2799,2800,2801,2802,2803,2804,2808,2809,2810,2811,2814,2815,2816,2817,2818,2819,2820,2821,2822,2823,2824,2825,2826,2827,2828,2829,2830,2831,2832,2833,2834,2835,2836,2837,2838,2839,2840,2841,2842

(3)「竹簡伍」 示意图 13(I e①),14(I e②),15(I e③),16(I e④),17(I e⑤),20(I e⑧) ここまで発掘簡 7 盆),30(II a① 発掘簡 11 盆),37(II a⑧ 発掘簡 11 盆)の諸簡と示意图外の簡。また示意图 31(II a② 発掘簡 11 盆),35(II a⑥ 発掘簡 11 盆)に各 1 点、図 36(II a⑦ 発掘簡 11 盆)に 1 点存在する。877 点。下記の簡番号の諸簡である。

2337,2338,2339,2340,2341,2342,2343,2344,2345,2346,2347,2348,2349,2350,2351,2352,2353,2354,2355,2356,2357,2358,2359,2360,2361,2362,2363,2364,2365,2366,2367,2368,2369,2370,2371,2372,2373,2374,2375,2376,2377,2378,2379,2380,2381,2382,2383,2384,2385,2386,2387,2388,2389,2390,2391,2392,2393,2394,2395,2396,2397,2398,2399,2400,2401,2402,2403,2404,2405,2406,2407,2408,2409,2410,2411,2412,2413,2414,2415,2416,2417,2418,2419,2420,2421,2422,2423,2424,2425,2426,2427,2428,2429,2430,2431,2432,2433,2434,2435,2436,2437,2438,2439,2440,2441,2442,2443,2444,2445,2446,2447,2448,2449,2450,2451,2452,2453,2454,2455,2456,2457,2458,2459,2460,2461,2462,2463,2464,2465,2466,2467,2468,2469,2470,2471,2472,2473,2474,2475,2476,2477,2478,2479,2480,2481,2482,2483,2484,2485,2486,2487,2488,2489,2490,2491,2492,2493,2494,2495,2496,2497,2498,2499,2500,2501,2502,2503,2504,2505,2506,2507,2508,2509,2510,2511,2512,2513,2514,2515,2516,2517,2518,2519,2520,2521,2522,2523,2524,2525,2526,2527,2528,2529,2530,2531,2532,2533,2534,2535,2536,2537,2538,2539,2540,2541,2542,2543,2544,2545,2546,2547,2548,2549,2550,2551,2552,2553,2554,2555,2556,2557,2558,2559,2560,2561,2562,2563,2564,2565,2566,2567,2568,2569,2570,2571,2572,2573,2574,2575,2576,2577,2578,2579,2580,2581,2582,2583,2584,2585,2586,2587,2588,2589,2590,2591,2592,2593,2594,2595,2596,2597,2598,2599,2600,2601,2602,2603,2604,2605,2606,2607,2608,2609,2610,2611,2612,2613,2614,2615,2616,2617,2618,2619,2620,2621,2622,2623,2624,2625,2626,2627,2628,2629,2630,2631,2632,2633,2634,2635,2636,2637,2638,2639,2640,2641,2642,2643,2644,2645,2646,2647,2648,2649,2650,2651,2652,2653,2654,2655,2656,2657,2658,2659,2660,2661,2662,2663,2664,2665,2666,2667,2668,2669,2670,2671,2672,2673,2674,2675,2676,2677,2678,2679,2680,2681,2682,2683,2684,2685,2686,2687,2688,2689,2690,2691,2692,2693,2694,2695,2696,2697,2698,2699,2700,2701,2702,2703,2704,2705,2706,2707,2708,2709,2710,2711,2712,2713,2714,2715,2716,2717,2718,2719,2720,2721,2722,2723,2724,2725,2726,2727,2728,2729,2730,2731

1,2733,2734,2735,2736,2737,2738,2739,2740,2741,2743,2744,2745,2746,2747,2748,2749,2750,2751,2752,2753,2754,2755,2756,2757,2759,2760,2761,2762,2763,2764,2765,2766,2767,2768,2769,2770,2771,2772,2773,2774,2775,2777,2778,2779,2780,2781,2782,2783,2785,2786,2787,2788,2789,2790,2791,2792,2793,2794,2795,2796,2797,2798,2799,2800,2801,2802,2803,2804,2805,2806,2807,2808,2809,2810,2811,2812,2813,2814,2815,2816,2817,2818,2819,2820,2821,2822,2823,2824,2825,2826,2827,2828,2829,2830,2831,2832,2833,2834,2835,2836,2837,2838,2839,2840,2841,2842,2843,2844,2845,2846,2847,2848,2849,2850,2851,2852,2853,2854,2855,2856,2857,2858,2859,2860,2861,2862,2863,2864,2865,2866,2867,2868,2869,2870,2871,2872,2873,2874,2875,2876,2877,2878,2879,2880,2881,2882,2883,2884,2885,2886,2887,2888,2889,2890,2891,2892,2893,2894,2895,2896,2897,2898,2899,2900,2901,2902,2903,2904,2905,2906,2907,2908,2909,2910,2911,2912,2913,2914,2915,2916,2917,2918,2919,2920,2921,2922,2923,2924,2925,2926,2927,2929,2930,2931,2932,2933,2934,2935,2936,2937,2938,2939,2940,2941,2942,2943,2944,2945,2946,2947,2948,2949,2950,2951,2952,2953,2954,2955,2956,2957,2958,2959,2960,2961,2962,2963,2964,2965,2966,2967,2968,2969,2970,2971,2972,2973,2974,2975,2976,2977,2978,2979,2980,2981,2982,2983,2984,2985,2986,2987,2988,2989,2990,2991,2992,2993,2994,3001,3005,3008,3014,3015,3019,3020,3021,3022,3023,3024,3025,3026,3035,3036,3037,3038,3039,3040,3041,3042,3044,3046,3047,3052,3058,3128,3130,3131,3133,3137,3139,3140,3141,3144,3145,3159,3160,3161,3162,3163,3167,3171,3172,3173,3174,3211,3212,3213,3214,3215,3216,3217,3218,3219,3220,3221,3222,3223,3224,3225,3226,3227,3228,3229,3230,3231,3232,3233,3234,3235,3236,3237,3238,3239,3240,3241,3242,3243,3244,3245,3246,3247,3248,3249,3250,3251,3252,3253,3254,3255,3256,3257,3258,3259,3260,3261,3262,3263,3264,3265,3266,3267,3268,3269,3270,3271,3272,3273,3274,3275,3276,3277,3278,3279,3280,3281,3282,3283,3284,3285,3286,3287,3288,3289,3290,3291,3292,3293,3294,3295,3296,3297,3298,3299,3300,3301,3302,3303,3304,3305,3306,3307,3308,3309,3310,3311,3312,3313,3314,3315,3316,3317,3318,3319,3320,3321,3333,3334,3335,3336,3337,3338,3347,3348,3349,3350,3351,3359,3385,3386,3434,6350,6351,6353,6354,6356,6357,6358,6359,6360,6361,6363,6364,6365,6367,6368,6369,6370,6371,6372,6373,6374,6454,6590,6655,6656,6663,6664,6665,6666,6669,6670,6671,6672,6673,6674,6675,6679,6722,6723,6724,6725,6726,6727,6728,6730,6731,6732,6733,6734,6748,6837,6856,7318

(4)そのほか、捌 5307/示意图 16(Ⅱc④) 発掘簡 22 盆),6。嘉禾五年緒中里の簡が存在する。

②作成時期:嘉禾六年。戸人簡に、嘉禾五年緒中里と嘉禾六年東扶里の記述が混在しており、どちらの年なのかが不可解である。しかし、これらの里も同一簡冊の一部であり、郷全体の戸口数の総計も存在することから、すべて同じ時期の記録であると考えられる。里によって記録年が相違するならば、郷全体の戸口数を総計することには意味が無いからである。鷲尾

祐子 2021 で述べたように、「徴発対象戸集計型」は前年の簿を書き写し死者の記録を書き加えたものであり、「嘉禾五年」は前年の同書式の簿を書き写す際に誤って書いてしまったものと考えられる。記載の情報は「死」を除き嘉禾五年のものだが、作成時期は嘉禾六年である。

③作成対象 中郷（「集凡中郷領吏民三百卅九戸口食二千七十一人」）（原釋一千、図版により二千に改める）肆 899）楊芬 2011 参照。

所属する里は緒中里,小赤里,曼洩里,東扶里,梨下里,平毗里,五唐里,曼洩里の七里である。

里の集計にみえる里名には、小赤里,曼洩里,東扶里,梨下里,平毗里,五唐里の五里がある。

●集凡[五唐]里魁 | 周口領吏民五十戸 | 口食二百八十九(肆 380)

●集凡東扶里魁鄧 (?) □ | 領吏民戸五十口食 | 二百七十七人 (肆 428) (原釋五十五戸。戸数部分が見えない。「徴発対象戸集計型」のばあい一里以外の里の戸数はすべて五十戸であるため、五十とした。)

●集凡小赤里魁黃仁領 | [吏民]戸五十口食四百卅五人 | (肆 495)

●集凡曼洩里魁 | □忽[領]吏民五十戸口食 | 二 (?) 百五十七人 (肆 568)

梨下里魁廖溺領吏民戸合 | 卅九戸口食二百八十八人 | (伍 2793)

里の集計としては里名不詳のものが一つ残存している(……領吏民□□□戸…… (肆 702))。戸人簡にみえる里で里の集計簡が見えないものには平毗里(前掲 a 参照),緒中里(前掲 e)がある。肆 702 は、曼洩里か緒中里の集計であると考えられる。

この七里が中郷のすべての里である。郷の総戸数 349 戸(前掲肆 899)を一里の戸数 50 で割ると、6 が得られ 49 余る。50 戸の 6 里と 49 戸(梨下里は 49 戸。伍 2793)の 1 里から為るのであり、この郷の里の数は 7 である。

④把握可能人数：(性別,続柄,年齢が明らかな者) 997 人。全口数 2071 人の 48%。

⑤表題,集計と全体の構成

「竹簡肆」示意図 1~4 と「竹簡伍」示意図 13,17,20 により、各里の順序を知ることが可能である。示意図内における各里の位置は

「竹簡肆」示意圖 1 外側から緒中里→小赤里→曼洩里→東扶里→五唐里→平毗里

「竹簡肆」示意圖 2 上半分が外側から東扶里→五唐里→梨下里

下半分が外側から 平毗里→緒中里→小赤里→曼洩里→東扶里→五唐里→梨下里

「竹簡伍」示意圖 13 外側から緒中里→小赤里→曼洩里→東扶里→五唐里→梨下里

示意圖 17 東扶里→五唐里→梨下里

示意圖 20 緒中里→小赤里→曼洩里→東扶里→五唐里

この 5 図は、里の配列順が同じである（「竹簡肆」の示意図 3,4 はこれと逆である）。これに拠って考えると、簡冊の冒頭(示意図中央に位置する)より梨下里,五唐里,東扶里,曼洩里,小

赤里,緒中里,平疋里の順であったと考えられる。梨下里のみ表題簡が残っていることから、梨下里が最も冒頭に置かれると考えられる。【六年廣成郷簿】の場合も最も冒頭の里のみ表題簡が存在した。本簿においても同じ現象が見える。

全体の構成を紹介する。まず、簡冊冒頭(中央)に簿全体の表題簡(残存していない)が置かれ、続いて梨下里の表題簡が置かれる。

嘉禾五年梨下里[魁]□□謹列 | □□人名年[紀]……(伍 2836/示意図 16,50)

梨下里の諸簡がこれに続き、末尾に里の集計簡が置かれる。梨下里の諸簡は 25 cm ほどの長さがあり(前掲 h の 2668 は 25,2 cm、2669 は 25,2 cm、2713 は 25,2 cm、2802 は 25,5 cm、2803 は 25,4 cm、2860 は 25,3 cm)、他の里の諸簡 (a 平疋里伍 6354 は 24,0 cm、伍 6372 は 24,0 cm、b 小赤里肆 473 は 23,1 cm、肆 478 は 23,0 cm、d 曼洩里肆 452 は 23,1 cm、肆 451 は 23,1 cm、e 緒中里肆 39 は 23,8 cm、肆 40 は 23,3 cm、f 東扶里肆 403 は 23,2 cm、肆 402 は 23,6 cm、g 五唐里肆 341 は 23,1 cm、肆 340 は 23,3 cm) に比べて 1 cm 以上長いいため、特定が容易である。鷲尾祐子 2020b で得られた各項目集計の順番に従い配列する。

梨下里魁廖溺領吏民戸合 | 冊九戸口食二百八十人 | (伍 2793/図 16・7)
| 其一百六十口男人 | (伍 2792/図 16・6)
| 其一百廿人女人 | (肆 266/図 2・41)
| 其三戸給縣吏 | (肆 296/図 2・71)
| 其□[戸]給新吏 | (肆 293/図 2・68)
| 其一戸給州卒 | (肆 294)/図 2・69)
| 其三戸給□卒 | (原釋文は郵。おおざとは確認できるが左側が不明。郡
の可能性あり) (肆 295/図 2・70))
| 其二戸給縣卒 | (肆 297/図 2・72)
| 其六戸給子弟限客 | (肆 298/図 2・73)
| 其一戸佃帥 | (肆 272/図 2・47)
| 其一戸給郵卒 | (肆 273/図 2・48)
定領應役 | 民廿九戸 | □□□ (役は原釋□、図版により役に修正)
(伍 2933/図 17・61)
| | [魁]廖□[主] (伍 2918/図 17・46)

梨下里の簡に続いて、五唐里,東扶里,曼洩里,小赤里,緒中里,平疋里の順に各戸,戸の集計と里の集計の諸簡が並び、最後に中郷全体の集計簡が置かれる。

集凡中郷領吏民三百冊九戸口食二千七十一人 (肆 899)(原釋一千、図版により二千に改める)

郷の集計簡は、この一簡しか残存していない。本来は【六年廣成郷簿】【六年小武陵郷簿】に同じく、里の集計同様に男女別集計、吏卒や特定の徭役についている者の集計や、徴発対象となる戸の集計が存在したと考えられる。

⑤特徴

里の集計に、死者数の集計(肆 655)と前年の口数から死者数を除して現在の口数を確定する集計(肆 574,654)を有する。また、吏・卒・現在徴発されている者のいる戸、貧困や女戸であるなどの理由から徴発対象とならない戸を集計し、徴発対象となる戸の数を確定する集計を有する。この二点の特徴から、「徴発対象戸集計型」(鷲尾祐子 2021)の簿であることが明かである。

この類型の簿であるため、年齢は前年度のものであると考えられる。

奴婢(肆 570,伍 2807 など)の記載あり。死・物故の記載あり(肆 230,肆 334,肆 367 など)。1歳児が記述されている(肆 356,肆 518,肆 775,伍 2472,伍 2568,伍 2592)。

一戸あたり平均口数は、郷の集計(肆 899)によれば 5.93。里の集計からは、五唐里 5.78、東扶里 5.04、曼洩里 5.14 と算出されるが、小赤里は 8.7 と突出して多い。

訾として記載される資産水準が書かれている例は少ない。また「50」のみ。

吏・卒・特定徭役について項目別の集計が存在するが、戸人・戸成員の記述にこれらが記載されている例は、非常に少ない。

⑥備考・研究 楊芬 2011・鷲尾祐子 2021。

【四年廣成郷簿】(【吏民簿 6】)

「竹簡肆」嘉禾四年廣成郷吏民簿

a	嘉禾四年平樂里戸人公乘李 客年卅三筭一	(肆 2495/図 10・44)
b	☐ 客妻□年卅三 客子女西年十	(肆 2484/図 10・33)
c	右客口食四人 ☐	(肆 2501/図 10・50)
a1	嘉禾四年廣成里戸人公乘周明年 卅五盲左目	(肆 2016)
a2	嘉禾四年廣成里戸人公乘[利] 禿年 卅九刑右手	(肆 2025)
a3	嘉禾四年廣成里戸人公乘朱萇 年六十六刑左足給亭復人	(雜→復 同じ人物が見える貳 1773 と照合し、図版により改める)
b	禿妻大女監年卅 禿子仕伍士年三歳	(肆 2021)
c	右明家口食六人 訾 五 十	(肆 2049)

各戸の簿の冒頭に置かれる戸人簡 a は、「嘉禾四年」で始まり、次いで里名・戸人・爵位(公乘)・姓名・年齢が記載される。障害や疾病を有する場合、a1・a2・a3 のように年齢の

あとにそれが記載され、官吏・兵卒である場合や、特定の公的な役務に就いているなど、公的な職務を有する場合は、a3(亭復人)のようにさらにその後に就いている職務が記載される。bは戸人以外の戸の成員の簡である。成員は二名が連記される。他の成員との間の続柄(bの禿妻・禿子)、成人女性の場合は大女・男子のばあいは爵位(bの仕伍)、名前、年齢が記載される。cは戸の集計である。戸全体の口数が集計され(右某家口食×人)、訾(資産の水準を表す)が記載される。一部の簡には、「筭一」と付記され、その者が国家負担を課せられる対象であることを示す(a))。

①構成簡：全350点。「竹簡肆」示意图10・11(Ic1③、Ic1④ 発掘簡3盆)のほか、示意图外の3盆・5盆に見える。・示意图内に他の簿の簡が多く混入しており、示意图外についても散在しているため、この簿の構成簡については全簡の番号を列挙する。

2452,2453,2454,2455,2456,2457,2458,2459,2460,2461,2462,2463,2464,2465,2466,2467,2468,2469,2470,2471,2472,2473,2474,2475,2476,2477,2478,2479,2480,2481,2482,2483,2484,2485,2486,2487,2488,2489,2490,2491,2492,2493,2494,2495,2496,2497,2498,2499,2500,2501,2502,2503,2504,2505,2506,2507,2508,2509,2510,2511,2512,2513,2514,2515,2516,2517,2518,2519,2520,2521,2522,2523,2524,2525,2526,2529,2530,2532,2533,2534,2535,2536,2537,2538,2539,2540,2541,2542,2543,2544,2548,2549,2550,2551,2552,2553,2558,2559,2561,2563,2564,2567,2579,2580,2581,2582,2583,2589,2590,2595,2596,2598,2599,2603,2604,2605,2606,2609,2610,2612,2614,2615,2616,2617,2618,2619,2620,2621,2622,2623,2624,2625,2626,2627,2628,2629,2631,2632,2633,2634,2636,2637,2638,2639,2640,2641,2642,2643,2644,2645,2646,2647,2648,2649,2650,2651,2652,2655,2656,2657,2658,2659,2660,2661,2662,2663,2664,2665,2666,2667,2668,2669,2670,2671,2672,2673,2674,2675,2676,2677,2678,2679,2680,2681,2682,2683,2684,2685,2686,2687,2688,2689,2690,2691,2692,2693,2694,2695,2696,2697,2698,2699,2700,2701,2702,2703,2704,2705,2706,2707,2708,2709,2710,2711,,2712,2713,2714,2715,2716,2717,2718,2719,2720,2721,2722,2723,2724,1917,1918,1919,1923,1924,1925,1926,1927,1928,1929,1930,1932,1933,1934,1935,1936,1937,1938,1939,1940,1941,1942,1963,1964,1965,1966,1967,1969,1971,1972,1973,1974,1975,1978,1979,1982,1984,1988,1989,1991,1996,2001,2003,2006,2007,2009,2012,2014,2015,2016,2017,2018,2019,2020,2021,2022,2023,2024,2025,2026,2027,2028,2029,2030,2031,2032,2033,2034,2035,2036,2037,2038,2040,2041,2042,2043,2044,2045,2046,2047,2048,2049,2050,2051,2052,2053,2054,2055,2056,2070,2071,2073,2075,2076,2077,2078,2079,2080,2081,2082,2083,2091,2092,2093,2094,2096,2119,2120,2121,5145,5146,5148,5150,5165,5166,5167,5169,5170,5171,5176,5178(2700・2711は甲乙)

②作成時期：嘉禾四年(戸人簡に嘉禾四年と見える)。

③記載対象：廣成郷所属の廣成里・平樂里の戸がみえる。相違する郷が混在している可能性がある。これら以外にも・これら以外にも漂里(2481)・新成(1963)・陽成(1965)が見えるが、

写真からは里名が判読し難い。郷・里のどの範囲で作成されているのか不明である。

④把握可能人数：(性別と続柄・年齢が明らかな者) 257 人

⑤表題・集計と全体の構成

次の簡が表題であると考えられる。

☑嘉禾四年吏民□數人名年紀□簿(肆 2070)(後ろから二番目の文字不明、元積は數だが、□とする。)

嘉禾四年作成の吏民の基本的な情報を記載した簿であると見える。

集計は残存していない。全体の構成も不明である。

⑥特徴：すべての簡で書式はほぼ統一されている(筭の有無についてはばらつきがある)。長さ・幅も同じくらいである。里の相違による差異が少ない。全体が同一の機関によって同時に作成されたものである可能性が高い。

嘉禾四年廣成里戸人[公乘]□重 | 年五十八 | (肆 2457)長さ 24.0 cm、幅 0.7 cm

嘉禾四年平樂里戸人公乘李 | 客年卅三筭一 | (肆 2495)長さ 24.2、幅 0.7 cm

奴婢・客が見えず、1 歳児が見えないが、折れていて不完全な簡が多いため、本来存在しなかったか否かは断定し難い。死・物故の記載が存在しないのは、類似する書式の嘉禾五年常遷里簿(【五年常遷里簿】参照)に同じである。鷺尾祐子 2021 で、全戸の情報を参照するための基本的な名簿として機能したものではないかと推測した。年齢は作成時点のものである。この書式については、鷺尾祐子 2021 参照。

⑦備考：チェック済みである旨を示す「中」字が朱で記載されている簡が 34 点存在する。戸の集計に多く見える。

右柳家口食五人 | 中 | 訾 五 十 (肆 2656)

【五年常遷里簿】

「竹簡柒」嘉禾五年常遷里吏民簿

a 嘉禾五年常遷里戸人公 | 乘劉諒年卅一筭一聾耳 | (柒 928/図 8・125)

| [諒]妻大女汝年廿五筭一 | (柒 927/図 8・124)

| 諒母[鼠](?)年六十 | (柒 942/図 8・139)

| 諒子男[分]年一歳 | (柒 1018/図 8・215)

凡 口 五 人 | | 訾 五 十 (柒 816/図 8・13)

b 常遷里戸人公乗陳丞年 | 六十四踵兩足 | (柴 1010/図 8・207)
 | 丞子男賁年廿八筭一 | (柴 951/図 8・148)
 | 丞男姪欽年一歳 | (柴 992/図 8・189)
 | 丞男弟氣年卅五新盲 | □目 □兩? 足(柴 1006/図 8・203) (柴 5306 を参
 照し九→五に改める 下段□兩? 足は原釋には無く、図版によって付加)
 | 氣妻愁年卅五 筭一 | (柴 985/図 8・182)
 | 氣男姪張光年九歳 | (柴 1007/図 8・204)
 | 氣男姪劫年十四 | 苦[腫]病 (柴 1032/図 8・229)
 | 氣男[姪随]年七歳 | (柴 1038/図 8・235) 柴 5242 参照→原釋(随→隨)
 右丞家口食十五人 | 筭二 | 訾 五 十 (柴 963/図 8・160)

c 凡 口 九 人 | | 訾 五 十 (柴 853/8・50)

戸人簡は「嘉禾五年常遷里戸人爵位(公乗)」で開始(b のように嘉禾五年が付さないものが全戸人簡 44 点中 2 点あり)、姓名・年齢・傷病の記載(該当者のみ)が続く。成員の簡は続柄(記載しない場合もある。柴 1021 など)、名前・年齢・筭一(該当者のみ)・傷病(該当者のみ)が記載される。成人女性の場合は大女が記載されることが多い(例外は柴 1135・1138 など)。

戸人簡・成員簡どちらも一枚に一人を記す。

戸の集計は「凡口×人」で開始、口数と訾を記載するものが大半である(口数が明かな集計 38 件のうち、21 件)。この基本的な以外に、これに筭を加えたもの(柴 854 等)、筭も訾も記載せず口数のみのもの(柴 935)、右某家口食×人ではじまり訾を記載するもの(柴 960・963)がある。

①構成簡：合計 397 点。「竹簡柴」示意图 8(坨は II b^③)、発掘簡 16 盆)の諸簡(書式の相違する 855・1181・1197、長さが相違する(24.5 cm)829 を除外する)。さらに示意图外の 1342・1361・3374。

②作成時期：嘉禾五年。鷲尾祐子 2021 参照。

③記載対象：都郷常遷里。常遷里が都郷であることは、連先用 2018 参照。

④把握可能人数(性別年齢が明かな者)：334 人。総口数の約八割。「竹簡柴」「竹簡捌」嘉禾六年都郷簿(連先用 2018・鷲尾祐子 2020a)によれば、常遷里の口数は 421 人(柴 5454)。

⑤表題・集計と全体の構成：表題・里の集計と考えられる簡は未見。

全体的に書式が統一されており、表記のゆれは少ない。

⑥特徴・簿の類別：鷲尾祐子 2021 で、全戸の情報を参照するための基本的な名簿として機能したものではないかと推測した。年齢は作成時点のものであり、一歳児を記載する。奴婢は見えない。また、物故の記載も無い。

参考文献

- 「竹簡壹」長沙市文物考古研究所·中国文物研究所·北京大学歷史学系走馬楼簡牘整理組『長沙走馬楼三国吳簡』竹簡壹（上中下）文物出版社 2003年
- 「竹簡貳」長沙簡牘博物館·中国文物研究所·北京大學歷史學系走馬楼簡牘整理組『長沙走馬楼三国吳簡』竹簡貳（上中下）文物出版社 2007年
- 「竹簡參」長沙簡牘博物館·中国文物研究所·北京大學歷史學系走馬楼簡牘整理組『長沙走馬楼三国吳簡』竹簡參（上中下）文物出版社 2008年
- 「竹簡肆」長沙簡牘博物館·中国文化遺產研究院·北京大學歷史學系走馬楼簡牘整理組『長沙走馬楼三国吳簡』竹簡肆（上中下）文物出版社 2011年
- 「竹簡伍」長沙簡牘博物館·中国文化遺產研究院·北京大学歷史学系走馬楼簡牘整理組『長沙走馬楼三国吳簡』竹簡伍（上中下）文物出版社 2018年
- 「竹簡陸」長沙簡牘博物館·中国文化遺產研究院·北京大学歷史学系走馬楼簡牘整理組『長沙走馬楼三国吳簡』竹簡陸（上中下）文物出版社 2017年
- 「竹簡柒」長沙簡牘博物館·中国文化遺產研究院·北京大学歷史学系·故宮研究院古文献研究所走馬楼簡牘整理組『長沙走馬楼三国吳簡』竹簡柒（上中下）文物出版社 2014年
- 「竹簡捌」長沙簡牘博物館·中国文化遺產研究院·北京大学歷史学系·故宮研究院古文献研究所走馬楼簡牘整理組『長沙走馬楼三国吳簡』竹簡捌（上中下）文物出版社 2015年
- 「竹簡玖」長沙簡牘博物館·中国文化遺產研究院·北京大学歷史学系·故宮研究院古文献研究所走馬楼簡牘整理組『長沙走馬楼三国吳簡』竹簡玖（上中下）文物出版社 2019年
- 侯旭東 2009「長沙走馬楼吳簡《竹簡》貳“吏民人名年紀口食簿”復原的初步研究」『中華文史論叢』2009-1
- 侯旭東 2013「長沙走馬楼吳簡「嘉禾六年（廣成鄉）弦里吏民人名年紀口食簿」集成研究——三世紀初江南鄉里管理一瞥」中央研究院『第四屆國際漢學會議論文集 古代庶民社會』
- 連先用 2018「吳簡所見臨湘“都鄉吏民簿”里計簡的初步復原與研究——兼論孫吳初期縣轄民戶的徭役負擔與身份類型」鄒文玲主編：《簡帛研究二〇一七（秋冬卷）》，廣西師範大學出版社
- 連先用 2019「吳簡所見“小武陵鄉吏民簿Ⅱ”再研究——以《竹簡〈柒〉》為中心」『出土文献研究』18、2019年
- 凌文超 2011「走馬楼吳簡采集簡“戶籍簿”復原整理與研究——兼論吳簡“戶籍簿”的類型與功能」『吳簡研究』第三輯、『走馬楼吳簡采集簿書整理與研究』廣西師範大學出版社、2015年所收
- 徐暢 2010「走馬楼簡中的成年待嫁女和未成年已嫁女」『簡帛研究二〇〇七』廣西師範大學出版社
- 閻愛民 2005『漢晋家族研究』第五章「家·族構造和規模」上海人民出版社
- 楊芬 2011「孫吳嘉禾年間臨湘中鄉所轄里初步研究」2011年3月·湖南省長沙·中日長沙吳

簡学術研究会

張榮強 2006「孫吳簡中の戸籍文書」『歴史研究』2006-4『漢唐籍帳制度研究』商務印書館、2015年所収

張榮強 2010「《前秦建元二十年籍》与漢唐間籍帳制度的变化」『漢唐籍帳制度研究』商務印書館

張榮強 2014「再論孫吳簡中の戸籍文書—以結計簡爲中心的討論」『北京師範大学学報』（社会科学版）2014-5

關尾史郎 2015「長沙吳簡吏民簿の研究（上）—「嘉禾六（二三七）年廣成郷吏民簿」の復元と分析—」『新潟大学人文学部人文科学研究』137

福原啓郎 2004「長沙吳簡に見える「刑」に関する初歩的考察」『長沙吳簡研究報告』第二集

鷺尾祐子 2010「長沙走馬楼吳簡連記簡の検討—家族の記録について」『中国古代史論叢』7
立命館東洋史学会→「長沙走馬楼吳簡連記式名籍簡の探討—關於家族的記録」『吳簡研究』第三輯、中華書局、2011年、長沙簡牘博物館（編）『走馬楼吳簡研究論文精選』上、所収、岳麓書社、2016年

鷺尾祐子 2012「「走馬楼吳簡吏民簿と郷の状況—家族研究のための予備的検討—」『立命館東洋史学』35

鷺尾祐子 2017『資料集：三世紀の長沙における吏民の世帯—走馬楼吳簡吏民簿の戸の復原—』鷺尾祐子、東京外国語大学アジアアフリカ研究所電子出版物 <https://publication.aaken.jp/ChangshaRegister.pdf>、総129頁

鷺尾祐子 2020a「走馬楼吳簡吏民簿の編製時期について」伊藤敏雄・關尾史郎編『後漢魏晉簡牘の世界』汲古書院

鷺尾祐子 2020b「徭役を負担する戸の集計—走馬楼吳簡家族名簿の「定領役民」と「定應役民」は同じか異なるか」東京外国語大学アジアアフリカ研究所研究課題「中国古代簡牘の横断領域的研究」ホームページ
[http://www.aa.tufs.ac.jp/users/Ejina/note/note26\(Washio\).html](http://www.aa.tufs.ac.jp/users/Ejina/note/note26(Washio).html) 2020年4月6日入稿

鷺尾祐子 2021、顧源訳「走馬楼吳簡吏民簿諸類型比較研究」《中國中古史研究（吳簡專號）》第9卷、上海中西書局、pp.175-211、2021年12月刊行→改訂日本語版「走馬楼吳簡吏民簿諸類型の比較検討」東京外国語大学アジアアフリカ研究所研究課題「中国古代簡牘の横断領域的研究」ホームページ 2022年8月30日入稿
[http://www.aa.tufs.ac.jp/users/Ejina/note/note45\(Washio\).html](http://www.aa.tufs.ac.jp/users/Ejina/note/note45(Washio).html)

鷺尾祐子 2022「三世紀長沙における女性のライフサイクル」女性史総合研究会 217回例会、2022年12月18日発表

付記：以下の簡についても【六年小武陵郷簿】の構成簡である可能性が高い。

「竹簡陸」 示意图 7(坨は II a ㉓)

(250,251,252,253,254,255,256,257,258,259,260,261,262,267,268,269,270,
271,272,273,274,275,276,277,278,279,280,281,282,283,284,285,286,287,288)

「竹簡陸」 示意图 8(291 II a ㉔)

「竹簡陸」 示意图 9(296,300 II a ㉕)

ただし、鷲尾祐子 2022 ではこれらの簡を構成簡として扱っていないため、本稿の【六年小武陵郷簿】でも除外している。後日改めて修正したい。